

# ステップ・500

令和元年 10 月 1 日現在

商 品 名	ステップ・500
ご利用いただける方	・当金庫の営業区域内で事業を営む業歴3年以上の法人のお客様 ・当金庫の会員及び会員資格を有する法人のお客様
お使用みち	運転資金および設備資金 ただし、旧債務返済資金は除きます。
ご融資金額	10万円以上500万円以内（10万円単位） ただし、運転資金は直近決算期の平均月商の3ヶ月分以内とします。
ご融資期間	3年以内
ご融資利率	変動金利 ・融資利率は当金庫所定の短期プライムレートを基準として、基準金利の変更の都度変動幅と同幅で引き上げまたは引き下げられるものとします。 ・変更後の借入利率の適用開始日は、見直し月の翌々月の約定返済日の翌日とします。 ・『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』を添付していただいたお客様は金利を年0.2%優遇いたします。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫本支店までお問い合わせ下さい。
ご返済方法	元金均等または元利均等毎月返済
担 保	原則不要です。
保 証 人	原則代表者の方のみ。
保 証 料	不要です。
融 資 事 務 手 数 料	3,300円（消費税込）
苦情処理措置・ 紛争処理措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店または総務部お客様相談室（9時～17時 電話：0478-54-2144）にお申し出ください（土曜日、日曜日、祝日は休業となります）。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ の 他	・審査の結果、ご希望に添えないこともございます。あらかじめご了承下さい。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店までお問い合わせ下さい。